

5 月 1 6 日

5月16日（火）第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	宮下成美	2番	笥本語
3番	上本雄一郎	4番	平本美幸
5番	美濃英俊	6番	古居俊彦
7番	長坂実子	8番	岡野数正
9番	平川博之	10番	酒永光志
11番	沖也寸志	12番	沖元大洋
13番	上松英邦	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	吉野伸康

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	岡田學	教育部長	山井法男
総務部長	奥田修三	企画部長	畑河内真
危機管理監	佐野数博	市民生活部長	江郷壱行
福祉保健部長	仁城靖雄	産業部長	高橋龍二
土木建築部長	西川貴則	消防長	丸石正男

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	矢野圭一
議会事務局次長	長原範幸

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	報告第1号 専決処分の報告について（中町／宇品航路船舶建造工事請負契約の変更について）
日程第5	承認第1号 専決処分の報告と承認について（江田島市税条例の一部を改正する条例）
日程第6	承認第2号 専決処分の報告と承認について（江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第7	議案第41号 令和5年度江田島市一般会計補正予算（第2号）

開会（開議） 午前10時00分

○議長（吉野伸康君） 皆さん、改めましておはようございます。議員また執行部の皆さん、御出席、御苦勞さまでございます。また、本臨時会をインターネット配信で御覧いただいている皆さん、厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、先日5月8日に感染症の位置付けが2類から5類となりましたが、しかしながらコロナウイルスがなくなったわけではありません。これまでのように基本的な対策に個人個人が取り組み、みんなで新型コロナウイルスを乗り切ってまいりましょう。

また、最近では石川県、千葉県で大きな地震が発生しました。地震や台風、いつ何どき来るか分かりません。発生に備えて江田島市の発行しておりますハザードマップの確認をしてしていただきたいと、このように思います。よろしく願いをいたします。

ただいまから、令和5年第2回江田島市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は16名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 諸般の報告

○議長（吉野伸康君） 日程第1、諸般の報告を行います。

明岳市長から報告事項がありますので、これを許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 失礼いたします。皆様、おはようございます。

本日、ここに議員各位の御参集をお願い申し上げ、令和5年第2回江田島市議会臨時会を開会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政運営に対し、格別の御理解と御協力をいただき、深く感謝いたしております。また、早朝から議会の傍聴にお越しをいただきまして心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、早いもので新年度が始まり、5月も半ばを迎えました。本市を囲む山々の木々が鮮やかな色彩を放ち、暖かな春の季節もうすぐ夏へと移り変わろうとしております。私たちの生活を大きく変えました新型コロナウイルス感染症も、今月5月8日には季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行され、これまで様々な制限を受けてきた私たちの生活も少しずつ元の姿に戻りつつあるように感じております。

こうした中、今週金曜日19日からはG7広島サミットが開催されます。主要国であるフランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ及び欧州連合の首脳を広島にお迎えし、世界経済、地域情勢など様々な地球規模の課題について率直な意見が交わされることとなっております。原子爆弾による壊滅的な被害を受けながらも復興を遂げ、世界の恒久平和を希求する広島から平和のすばらしさが発信されるものと思います。世界から注目を集めるG7広島サミットでは、広島、瀬戸内のすばらしい景色が世界に

配信され、とりわけ瀬戸内海に浮かぶ風光明媚な島々の美しさは海外の方々に喜んでいただけるものと思います。

他方、市内に目を向けてみますと、本市出身で大柿高校卒業生でもある映画監督沖正人さんがメガホンを取ります映画、「やがて海になる」の制作準備が進められております。この作品は、日本人にとってふるさととは何か、人生とは何か、ふるさとを愛する人々の人間模様を通して深く考えさせられる脚本となっております。この秋頃から本市をメイン舞台に撮影に入り、来年、広島で先行上映の後、全国公開される予定と伺っております。この映画を通して、江田島、呉、広島、そして瀬戸内の魅力が人々の心に伝わり、本市を知ってもらい、来てもらい、好きになってもらえるよう、地元を挙げて応援をしていきたいと思っております。

また、昨日5月15日旧秋月小学校跡地に建設中のオーシャンポイント株式会社様の新工場、「江田島Oyster Factory」に事務所が開所されました。これから本格稼働に向けた準備が着々と進められ、来月6月14日には地元関係者、取引企業の皆様を招いてオープニングセレモニーを開催する予定と伺っております。

振り返ってみますと、約3年前の令和2年6月にオーシャンポイント様が県内で新工場の建設地を探しているとの情報に接し、同年10月に市議会議員の皆様にご報告をさせていただきました。おかげさまで新工場では、江田島市内を中心に現在20名のスタッフが新規採用され、今後、増産体制を整えながら雇用を増やしていきたいと伺っております。さらに新工場には、展望レストランが併設されており、雇用面のみならず、観光面においても新たな起爆剤になり得るものであると期待をしているところでございます。このようなすばらしい施設をお迎えできたことは、本市に新工場建設を決断されたオーシャンポイント様はもちろんのこと、地元秋月地区をはじめとする市民の皆様、そして市議会議員の皆様のご理解と御協力のおかげであると心から感謝を申し上げます。

このように、江田島市において明るい兆しが膨らんできており、令和5年度の市政運営につきましても引き続き加速するデジタル化の進展など、大きく変容する時代に対応しながら、本市の重点テーマである「しごとの創出」、「子育てしやすい環境づくり」、及び「健康寿命の延伸」を着実に進めつつ、アフターコロナを見据え、あらゆる施策を通して人のつながり、縁づくりを展開することで本市最大の課題であります人口減少の抑制に果敢にチャレンジしてまいります。どうぞ市議会議員の皆様におかれましては、市民の皆様の安全で安心した暮らしを守り、明るい未来を描くことができるまちづくりに向けて格別なる御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、このたびの臨時会では、中町／宇品航路船舶建造工事に係る変更契約の専決処分報告、江田島市税条例と江田島市国民健康保険税条例、それぞれの一部改正条例に係る承認、また、補正予算においては物価高騰に伴う住民税非課税世帯等に対する給付金などをお願いすることといたしております。何とぞ十分な御審議をいただき、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、2月開会の定例会以後の市政の主な事柄につきましては、報告書のとおりでございます。

ここで、この場をお借りいたしまして、新任の部長職を紹介したいと思います。しばらく時間をお願いいたします。新任の職員を部局の目標と併せて自己紹介を簡単に行わせていただきます。

○議長（吉野伸康君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内真君） 失礼いたします。

本年4月から企画部長を拝命いたしました畑河内です。本日は貴重なお時間を頂戴して挨拶の機会を与えていただき、誠にありがとうございます。

企画部の所管事項は、総合計画、総合戦略のような市の施策の方向性を指し示す業務のほか、公共交通、定住促進、統計、広報、公共施設、オフィス誘致など多岐に及んでおります。中でも本年度からの大きな取組として、令和7年度を始期とする第3次総合計画の策定作業に入ります。

企画部門は、市政が進むべき方向性を整理し、指し示すことを大きな役割として担っていると認識しております。公共交通その他の実践的な業務を着実に推進するとともに、市民の皆様や議会の皆様の御意見や御協力を賜りながら、江田島市が住みよく将来に明るい展望を抱くことができるまちづくりの戦略を描いていきたいと思っております。これからよろしくをお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 初めまして。本年4月から広島県から派遣され、産業部長を拝命いたしました高橋でございます。挨拶の機会を与えていただき、誠にありがとうございます。

産業部の所管事項は、商工業、観光、農林水産業の産業全般の振興であり、その目的は雇用増、ひいては人口増につなげていくことと認識しております。一方で、イノシシをはじめとする鳥獣害が深刻化しており、農林水産業の被害にとどまらず、住居地での対策など求められております。本来、鳥獣害は保護を目的とした法体系であり、適正管理の一環として駆除が認められていることから、住民ニーズとのバランスを図り、今後は住居地に影響が及ばない対策を地域と一体となって取り組んでいくことが重要と考えております。

また、江田島市は全国でもトップレベルの生産量を誇るカキ、ワタリガニ、ナマコ、イギスやオゴウ（海藻）などの瀬戸内の豊かな水産資源、菊、カーネーションをはじめとする切り花や鉢花、きゅうり、ネーブルなどの園芸作物の特産物、旧海軍兵学校など観光資源として世界に通用する施設があるなど、強みを生かした産業振興ができる地であると考えております。

オリーブやレモンの新たな取組として、雇用増につなげていくための支援としていくことや市の知名度を向上する上でのPRなど、交流観光と併せて進めていきたいと考えております。

観光についても雇用や所得増につなげていくための観光事業者への自立支援、江田島市単独ではなく、呉市、広島市、廿日市市などと連携した広域周遊で結果、観光消費額の増加につなげていくべく、産業振興の取組を中心に進めていきたいと考えております。

急速に人口減少や高齢化が進み、人口維持すら困難な状況ですが、産業振興はとにも

かくにも雇用増が最優先という心構えで取り組みますので、議員の皆様の御意見、御協力を賜りたく、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉野伸康君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 本年4月から土木建築部長を拝命しました西川貴則と申します。本日は貴重なお時間をいただきまして、挨拶の機会を与えていただき、誠にありがとうございます。

土木建築部の所管事項は、市民の通勤通学、あるいは物流を支える道路、港湾、住宅や公園などの公共施設の整備や維持管理でございます。これらは生活を営むための基盤であることから、限られた財源を、資源をいかに有効に活用するかとの視点を持ちつつ、市民の皆様や議会の皆様の御意見や御協力を賜りながら適切にその整備や維持管理をしていく必要があると認識しております。

今後ともずっと住み続けたいと思える江田島市の実現に向けて、丁寧に政策を推進してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○市長（明岳周作君） 以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、市長の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（吉野伸康君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において5番 美濃英俊議員、6番 古居俊彦議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（吉野伸康君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第4 報告第1号

○議長（吉野伸康君） 日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（中町／宇品航路船舶建造工事請負契約の変更について）を議題といたします。

直ちに提出者から報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君）　ただいま上程されました報告第1号　専決処分の報告について（中町／宇品航路船舶建造工事請負契約の変更について）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された市長の専決事項の指定に基づきまして、（中町／宇品航路船舶建造工事請負契約の変更について）専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、企画部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君）　畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内真君）　それでは失礼いたします。

それでは、報告第1号について御説明をいたします。

議案書2ページに専決処分書を、3ページに参考資料を添付しております。

参考資料により御説明いたしますので、3ページをお願いいたします。

1、契約の目的。2、契約の方法。3、契約金額。4、契約の相手方。これについては変更ございません。

5、工期でございます。

変更前は令和5年3月31日までとしていた工期を令和5年4月28日までに変更したものでございます。

変更の理由でございます。

工事を発注していた造船所において、新型コロナウイルス感染症の罹患者が相次ぎ、技術者が不足したことによる工期の遅延が生じたためでございます。

議案書1ページ目をお願いいたします。

専決処分年月日でございます。

専決処分年月日は令和5年3月16日でございます。

説明については以上です。

○議長（吉野伸康君）　以上で、報告第1号の報告を終わります。

日程第5　承認第1号

○議長（吉野伸康君）　日程第5、承認第1号　専決処分の報告と承認について（江田島市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君）　ただいま上程されました承認第1号　専決処分の報告と承認について（江田島市税条例の一部を改正する条例）でございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づき、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君）　江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷壱行君）　それでは、専決処分しました承認第1号について説

明します。

議案書 5 ページをお願いします。

このたびの専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 5 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、江田島市税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、令和 5 年 3 月 31 日市長名をもって専決処分したものです。

内容につきましては、6 ページから 13 ページまでが改正条文、14 ページから 28 ページまでが新旧対照表、29、30 ページに参考資料として説明資料を添付しております。

29、30 ページの参考資料により主な改正内容について説明します。

1、改正の趣旨について。

地方税法の一部改正に伴い、森林環境税の徴収方法、軽自動車税の環境性能割の税率区分の変更などに係る所要の規定の整備等をするものです。

2、改正の内容について。

(1) 個人住民税関係。

給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化。

扶養親族等申告書に記載すべき事項がその年の前年に提出した扶養親族等申告書に記載した事項と異動がないときは、異動がない旨を記載した扶養親族等申告書を提出することができることとする。

イ、森林環境税の徴収方法等に係る規定の整備。

令和 6 年度から個人に対して課される森林環境税を、個人住民税均等割と併せて賦課・徴収することとするなど、所要の規定の整備をする。

ウ、長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の延長。

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、適用期限を令和 8 年度まで延長する。

(2) 軽自動車税関係。

特定小型原動機付自転車に係る種別割の賦課。

特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率を 1 台につき 2,000 円とする。

イ、グリーン化特例の延長。

軽自動車を取得した翌年度の課税分の税率を燃費性能等により軽減するグリーン化特例について、適用期限を令和 8 年 3 月 31 日まで延長する。

(3) その他所要の規定の整理。

その他法令改正に伴う用語、引用条項等の整理をします。

3、施行期日等。

改正内容ごとの施行期日は、次の表のとおりです。各規定の適用については必要な経過措置を講じます。また、用語解説については下表に取りまとめております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本件を承認することに決定いたしました。

日程第6 承認第2号

○議長(吉野伸康君) 日程第6、承認第2号 専決処分の報告と承認について(江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました承認第2号 専決処分の報告と承認について(江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)でございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づき、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 江郷市民生活部長。

○市民生活部長(江郷孝行君) 専決処分しました承認第2号について説明します。

議案書32ページをお願いします。

このたびの専決処分は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和

5年3月31日市長名をもって専決処分したものです。

33ページに改正条文、34ページから39ページに新旧対照表、40ページに参考資料として説明資料を添付しております。

40ページの参考資料により、改正内容について説明します。

1、改正の趣旨について。

地方税法施行令の一部改正に伴い、本市国民健康保険税の課税限度額の引上げを行う必要があるため、江田島市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

2、改正の内容について。

(1) 課税限度額の引上げ。

後期高齢者支援金等、課税額の課税限度額を22万円に引き上げます。この表のとおり、課税限度額を引き上げ、課税限度額の合計を102万円から104万円に引き上げます。

(2) 国民健康保険税の軽減判定所得の見直し。

国民健康保険税の5割軽減または2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げます。内容については次の表に取りまとめております。

(3) その他。

課税限度額の引上げに伴う規定の整備、その他規定の整備を行います。

3、施行期日について。

この条例は令和5年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本件を承認することに決定いたしました。

日程第7 議案第41号

○議長（吉野伸康君） 日程第7、議案第41号 令和5年度江田島市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第41号 令和5年度江田島市一般会計補正予算（第2号）でございます。

令和5年度江田島市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,109万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億2,709万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、総務部長及び福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、議案第41号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

事項別明細書の8ページ、9ページをお願いいたします。

初めに、歳入から。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額補正です。

2目民生費国庫補助金は、ひとり親世帯及びその他世帯に係る生活支援特別給付金事業費と事務費補助金の増額補正です。

3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の増額補正です。

続いて、歳出になります。

10ページ、11ページをお願いいたします。

このたびの歳出補正の主なものは、物価高騰などで影響を受けている住民税非課税世帯や低所得の子育て世帯等に対する給付金及び新型コロナウイルスワクチン接種に関する個別接種促進支援事業補助金の補正をお願いしております。

まず初めに、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金及び事務費の増額補正です。

2項児童福祉費、2目児童措置費は、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付

金及び事務費の増額補正です。

12ページ、13ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に伴う個別接種促進支援事業補助金の増額補正です。

なお、14ページから16ページにかけては給与費明細書をお示ししております。

補正予算事項別明細書の説明につきましては以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、この補正予算の具体的な事業内容につきまして別資料によりまして御説明をいたしますので、議案第41号参考資料をお願いいたします。3枚物でございます。

今回の補正予算に計上いたしました事業につきましては、国の新型コロナウイルス感染症地方創生交付金支給事業などを活用いたしました低所得者支援、ひとり親等支援、コロナワクチン接種促進支援の3事業でございます。

まず1点目の低所得者支援でございます、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金についてでございます。

1、趣旨でございます。

令和5年3月28日の閣議におきまして、国は低所得者の方への支援のため、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金に低所得世帯支援枠を創設することを決定いたしました。この低所得世帯支援枠におきまして、物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯への負担軽減を図る事業といたしまして、住民税非課税世帯等に対しまして1世帯3万円を目安として支給する方針が示されたところでございます。そうしたことから、この国の方針に基づきまして、市では重点支援給付金を支給するものでございます。

2、事業の概要でございます。

(1) 事業名は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業で、10分の10全額国庫負担でございます。

(2) 事業内容でございます。

対象者は、①の令和5年5月1日の基準日におきまして住民登録があり、令和5年度住民税非課税世帯の方、②の令和5年度分の住民税所得割が非課税、つまり均等割のみ課税の世帯である方、③の家計急変世帯で、令和5年1月以降の家計が急変し、①の住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯の方でございます。

給付額は、①の住民税非課税世帯では1世帯当たり3万円で、②の住民税均等割のみ課税世帯及び③の家計急変世帯では2万円で、給付見込み世帯数は合計で4,710世帯でございます。

予算額は合計1億3,510万円としております。

受付方法でございます。

①の非課税世帯の方と②の均等割のみ課税世帯の方では、市から送付された支給要件確認書を提出していただくこととしております。また、③の家計急変世帯では、市の窓口で収入状況などの聞き取りを行い、随時受付をするものでございますので、まずは社会福祉課のほうへ御相談をいただければと思っております。

3、今後のスケジュールでございます。

今回の補正予算を可決していただければ、来月6月初旬頃には①及び②の対象者の方に支給要件確認書を送付させていただき予定でございます。また、その確認書を市へ提出された方に対しましては、随時支給をしていくこととし、その第1回目を6月中に振込予定としております。

なお、資料に記述はございませんが、この給付金の対象者や支給額、基準日等につきましては、県内の市町で若干の差がございます。国からは非課税世帯3万円という目安としての方針しか示されておられません。そのため、全国統一ではなく、各市町におきまして制度設計が異なる場合がございますので、県内の市町におきましても若干の差があるというものでございます。

次のページをお願いいたします。

2点目のひとり親等支援である低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金についてでございます。

1、趣旨でございます。

国は、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対しまして、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童扶養手当受給者等の低所得のひとり親家庭やその他の住民税均等割が非課税の子育て世帯等に対しまして、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給することを決定いたしました。これを受けまして、本市におきましても当該給付金を支給するものでございます。

2、事業の概要でございます。

(1)の事業名は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業で、10分の10全額国庫負担でございます。

(2)事業内容でございます。

まず、ひとり親家庭分でございます。対象者は、①といたしまして、令和5年3月分の児童扶養手当を受給されている方、②の公的年金等受給していることによりまして、同児童扶養手当を受けていない方、③の家計急変世帯の方でございます。

給付額は児童1人当たり5万円で、175世帯280人を見込んでおります。

欄の右側、その他世帯分でございます。対象者の方は、①の本市から令和4年度低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金（その他世帯分）を受給した方、②といたしまして、対象児童の養育者であって、住民税均等割が非課税もしくは家計急変者であることに該当する方でございます。

給付額は同様に児童1人当たり5万円で80世帯150人を見込んでおります。

予算措置でございます。

ひとり親世帯分1,457万9,000円、その他世帯分811万3,000円の合計2,269万2,000円でございます。

3、今後のスケジュールといたしまして、予算可決をいただきましたら、市が把握をできておりますひとり親世帯分の①、その他世帯分の①につきましては、すぐに個別通知を送付をし、来週5月24日には第1回目の支給を行う予定でございます。また、それ以外の方につきましては、申請が必要となりますので、子育て支援課へ御相談をいた

だければと思っております。

次のページをお願いいたします。

3点目の新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業補助金についてでございます。

1、趣旨でございます。

令和5年度の新型コロナワクチン接種におきましては、重症化リスクの高い高齢者の方や基礎疾患を有する方などを除き、公的関与の規定の適用が除外されることとなり、短期的で集中的な接種の促進をしてきましたこれまでの状況とは異なり、より身近な個別接種での対応が求められることとなっております。そのため、国では補助制度の見直しの方針が示され、令和4年度までは都道府県が実施をしておりましたワクチン接種促進支援事業が市町に移行することとなったことから、本市におきましても当該事業を実施するものでございます。

2、事業概要でございます。

(1)の事業名は、新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業で、10分の10全額国庫負担でございます。

(2)事業内容でございます。

対象期間及び交付条件は、市内に所在する医療機関で、2つの期間それぞれの中で週100回以上を接種し、4週間以上実施したものでございます。その期間は(ア)令和5年5月1日から7月1日までと、(イ)7月2日から9月2日までの2つでございます。

交付額は1回当たり2,000円で、1,652回を見込んでおります。

予算額は330万4,000円でございます。

3、今後のスケジュールといたしまして、予算可決をいただきましたら、明日5月17日に各医療機関へ通知をし、今月末から申請受付を開始する予定としております。

説明につきましては以上でございます。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡野議員。

○8番(岡野数正君) それでは二、三伺います。

まず、参考資料、議案第41号参考資料について伺います。

まず最初のページで電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金についてということで御説明をいただきました。その中で、これ主な原資は、財源は地方創生臨時交付金だというふうに理解をしております。ただし、国ですね、国のほうからの指示のあった事業、それと自治体のほうに、それぞれの自治体のほうに事業の裁量を委ねられている部分というふうに多分あるだろうと思うんです。その事業についてはどれとどれかということと、交付金の配分ですね、配分がどのようになっているのかということ、それに併せて、自治体の裁量の部分の事業について、どのような理由、どのような背景でこれを決定したのかということ。

それとですね、続いて3ページ目、これは個別接種のほうの補助金ですけれども、市内の医療機関、どれくらいこれで対応できるのが何機関ぐらいあるのか。これについてのやはり周知も徹底しなくちゃいけないと思いますが、こうした周知方法についても併せて伺いたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） まず電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金についての財源のお話でございます。

国の令和4年度の新型コロナウイルス感染症、原油価格の物価高騰対策の予備費を使っての地方創生交付金になるんですけれども、この交付金につきましては、内訳として議員さんおっしゃられるように2つの枠がございます。1つの枠といたしましては、先ほど説明をいたしました非課税世帯へ3万円を目安として支給するという低所得世帯支援枠というのがございます。これは先ほど説明しましたように3万円を非課税世帯に交付するというところまでです。そして、もう1つの枠といたしまして、物価高騰に影響を受けた生活者や事業者の方に対しまして支援を行う推奨事業メニューというのがございます。その2つに分かれておりまして、今回の補正予算でお願いをしております対象者のうち、①の非課税世帯につきましては、先ほど言いましたように低所得者支援枠という中でやります。②の所得割のみ非課税世帯、いわゆる均等割課税世帯の方だけの話と、家計急変世帯、これの方につきましては、もう1つの枠であります推奨事業メニュー枠、自治体のほうで裁量の中で決定をしていけるものでございますけれども、その枠の中でやっていこうというものでございます。その背景といたしましては、国としましては非課税世帯だけを枠を決めてきましたけれども、例えば今までは家計急変世帯というのがありまして、住民税課税世帯でありながらも最近になって急に所得がなくなったような人、収入がなくなった方、そういった方にも救うために③の家計急変世帯、これも救おうとするものでございます。②の住民税所得割のみ非課税の世帯でございますけれども、これは非課税世帯よりも多少は収入はあるけれども、収入というのはやはり低いものでございますので、物価高騰の影響を受ける方だというふうに私たちが判断をいたしまして、幅広く支援をするために②を追加したものでございます。

そして、個別接種のほうの話でございます。個別接種のですね、医療機関というのはどのぐらいあるのかということでございますけれども、今、秋の接種を、昨年度秋に接種したもので推計をいたしますと6機関ぐらいあるのではないかと考えております。ただしですね、この6機関というのは、65歳以上だけの接種ではなく、市民全員を接種した件数で計算をしておりますので、実際問題この制度を活用しての申請があるかというのはちょっとやってみないと分からないところはございます。件数については6機関というふうに今考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。それでは、もう1点ですね、この推奨事業メニューの中には、物価高騰重点支援給付金、対象が個人もあれば団体、例えば福祉施設であるとか、中小企業事業者であるとかこういったものもあるかと思うんですね。今回

の場合はあくまでも個別の世帯ということで対象になっておりますけれども、地方創生臨時交付金の江田島市に交付された全体の枠ですね、これがどれくらいあるのか、またあるいは今後ですね、事業者であるとかそういった団体、福祉施設であるとか、こういったところへの物価高騰に対する支援給付というのはお考えなのか、ここについてお伺いしたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） 岡野議員からの御質問につきましては、令和5年度の新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金、これの全体枠、江田島市としてどのような活用を考えておられるのかということだろうと思います。まず全体枠としましては、江田島市宛て1億8,885万8,000円、このようになっております。先ほどの福祉保健部長の説明と重なるんですが、そのうち低所得世帯支援枠、給付金事業ですね、こちらに8,572万2,000円を充てます。先ほどの説明の②と③の部分で、市の独自として確保した増やしている部分がありますので、各自治体の実情に応じて支援メニューを検討します生活者支援、事業者支援の推奨メニュー分として1億313万6,000円ございます。この部分の事業をどういった事業に充てるかにつきましては、現在今、6月補正予算に向けて整理中ではございます。1億313万6,000円のうち、先ほどの②と③の部分で一千幾らか使ってますので、その残りの部分については今現在、事業を整理しているというふうになります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。6月議会に向けて現在協議をしているということでございますので、できるだけ江田島市の実情というものをよくよく精査をしていただいて、適切にこの補助金、給付金が行き渡るようにしていただきたいことお願いして質問を終わります。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 岡野議員さんから一番最初に質問がありました医療機関への周知のこと、これちょっと答弁漏れがございましたので答弁をさせていただきます。

周知につきましては、明日、通知を発送したいというふうに考えております。個別通知をすることはもちろんのことですね、今やっぱりワクチンの接種のことで個別に医療機関を訪問することが多くございます。そういったところでの周知をしていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長(吉野伸康君) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これで、令和5年第2回江田島市議会臨時会を閉会といたします。

皆さん、御苦労さまでした。

(閉会 10時55分)

地方自治法 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

江田島市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員